

営業時間短縮要請に関するよくある質問

令和4年2月18日
令和4年3月7日(更新)

<申請者要件等について>

Q1：営業時間短縮（以下、「時短」という。）に対する協力金の申請者の要件を教えて下さい。

次の全ての要件を満たす方となります。

- ① 県内に、時短要請の対象となる施設（以下、「要請対象施設」という。）を有しているものとする。
※ ただし、政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当でないと判断するものを除く。
- ② 要請前は20時以降も営業していた施設で、県の時短要請（期間：令和4年2月21日（月）0時から同年3月6日（日）24時までの全ての期間）に応じて、以下の時短要請にご協力いただいていること。
 - ・ 営業時間は、5時から20時までの間とする。
 - ・ 酒類の提供は行わないこと。

なお、「鹿児島県飲食店第三者認証制度」の認証店については、以下の①、②いずれかの時短要請内容にご協力いただいていること。

- ① 21時を超えて営業している第三者認証店
 - ・ 営業時間は、5時から21時までの間とする。
 - ・ 営業時間内での酒類の提供時間に制限を設けない。
- ② 20時を超えて営業している第三者認証店
 - ・ 営業時間は、5時から20時までの間とする。
 - ・ 酒類の提供は行わないこと。

※ 午後9時を超えて営業している第三者認証店においては、①、②いずれかを選択できますが、全ての要請期間内で統一してください。

区分	対象	要請内容
第三者認証店以外の店舗	20時を超えて営業する施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間は、5時～20時までの間 ・ 酒類の提供は行わないこと。
第三者認証店	21時を超えて営業する施設の管理者	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間は、5時～21時までの間 ・ 営業時間内での酒類の提供時間に制限を設けない。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間は、5時～20時までの間 ・ 酒類の提供は行わないこと。 <p>上記①②いずれかを選択 ※全ての要請期間内で統一してください。</p>
	20時を超えて営業する施設の管理者 〔通常の営業終了時間が21時以前〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間は、5時～20時までの間 ・ 酒類の提供は行わないこと。

- ③ 時短要請の時点（令和4年2月18日）で、
- ・ 対象区域において営業継続中であり、
 - ・ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設であること。
- ④ 業種毎の感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）等を遵守していること。
- ⑤ 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当しないこと。
また、前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画していないこと。

Q2：時短要請の対象外となる事業者を教えてください。

次の事業者は対象外となります。

- ① 食品衛生法（昭和22年法律第233号）上、適法な、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得していない事業者
- ② 「接待を伴う飲食店」であって、風俗営業法上の許可は受けているが、時短要請の時点（令和4年2月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の飲食店営業又は喫茶店営業の許可は取得していない事業者
- ③ グループでの会話が想定されず飛沫感染のリスクの少ない「映画館、ネットカフェ、漫画喫茶、弁当屋、デリバリー、テイクアウト、キッチンカー、自動販売機等」の事業者
- ④ 通常の営業終了時間が、もとから20時以前（および営業開始が朝5時以降）の事業者
- ⑤ 既に廃業した事業者および以前から休業中の事業者
- ⑥ デリバリー・ヘルス・その他性風俗店の運営事業者
- ⑦ その他、店舗の運営等に関する関係法令に違反している事業者

＜時短要請内容について＞

Q3：時短要請の内容を教えてください。

要件に該当する飲食店（第三者認証店以外の店舗）について、20時以降も営業する施設の管理者に対し、要請期間の全期間について、20時から翌日5時までの間の営業を行わないこと、かつ酒類の提供を行わないことを要請します。

また、「第三者認証制度の認証店」の取得申請に努めていただきます。

要件に該当する飲食店（第三者認証店）について、20時以降も営業する施設の管理者に対し、要請期間の全期間について、20時から翌日5時まで（酒類の提供を行わない）又は21時から翌日5時まで（酒類の提供は営業時間内）の間の営業を行わないことを要請します。

なお、通常の営業時間が20時を超える場合は、20時から翌日5時まで（酒類の提供を行わない）の間の営業を行わないことを要請します。

※ 2月21日（月）0時から5時も時短要請期間です。

※ なお、今回は店舗におけるカラオケ設備の利用自粛要請は行つていません。

区分	対象	要請内容
第三者認証店以外の店舗	20時を超えて営業する施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間は、5時～20時までの間 ・ 酒類の提供は行わないこと。
第三者認証店	21時を超えて営業する施設の管理者	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間は、5時～21時までの間 ・ 営業時間内での酒類の提供時間に制限を設けない。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間は、5時～20時までの間 ・ 酒類の提供は行わないこと。 <p>上記①②いずれかを選択 ※全ての要請期間内で統一してください。</p>
	20時を超えて営業する施設の管理者 〔通常の営業終了時間が21時以前〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間は、5時～20時までの間 ・ 酒類の提供は行わないこと。

Q4：時短要請の根拠は何ですか？

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請です。

Q5：時短要請に従わない場合、罰則はありますか？

まん延防止等重点措置区域については、命令・罰則の対象になることがあります。

Q6：時短要請を受けていない施設が自主的に時短した場合は、協力金の支給対象となりますか？

県の要請に応じていただいた方への協力金であることから、要請を受けていない施設の自主的な時短については、支給対象となりません。

Q7：まだ開店して間もないが、今回の時短要請に応じた場合は、協力金の支給対象となりますか？

時短要請の時点（令和4年2月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得した上で営業している場合、全ての要件を満たしていれば、支給対象となります。

Q7-2：時短要請期間中（2月21日以降）に開店予定ですが、協力金の支給対象になりますか？

いいえ。時短要請の時点（令和4年2月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得した上で営業していかなければ、支給対象となりません。

Q7-3：時短要請期間後に移転予定ですが、協力金の支給対象になりますか？

はい。時短要請の時点（令和4年2月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得した上で営業している場合、全ての要件を満たしていれば、支給対象となります。

Q8：ラストオーダーを20時までとすれば、協力金の支給対象になりますか？

ラストオーダーではなく、20時まで（21時までの時短営業を選択した第三者認証店は21時まで）にお客様が店舗内にいない状態になる必要があることから、支給対象なりません。

Q9：通常は17時から22時まで営業している居酒屋です。

19時以降は酒類の提供を行わなければ20時まで営業しても、協力金の支給対象になりますか？

いいえ。今回の時短要請では、第三者認証店以外の店舗、又は、20時までの時短営業を選択した第三者認証店については、終日酒類の提供は行わないこととされているため、支給対象となりません。

ただし、21時までの時短営業を選択した第三者認証店については、営業時間内であれば酒類の提供に制限を設けないことから、支給対象となります。

Q10：通常の営業時間が10時から19時までの飲食店です。期間中、全日休業した場合、協力金の支給対象になりますか？

いいえ。通常の営業時間が、今回の時間短縮営業内であれば、支給対象なりません。

【例】

通常の営業時間が10時から24時までの飲食店が20時に閉店する場合は、協力金の対象

通常の営業時間が10時から24時までの飲食店が全日休業する場合は、協力金の対象

Q11：通常の営業時間が22時から翌日2時までの飲食店です。営業時間を短縮することができませんが、休業した場合は、協力金の支給対象になりますか？

はい。20時から翌日5時までの間で営業をやめているので、支給対象になります。

例えば、営業時間を早めて17時から20時とした場合も、20時から翌日5時まで営業をしていないため、支給対象となります。

Q11-2：コロナ対策で、既に自主的に時短営業をしている飲食店ですが、協力金の支給対象になりますか？

通常の営業時間を看板などで確認でき、その他の要件も満たしていれば、支給対象となります。

Q11-3：予約制の飲食店も、協力金の支給対象になりますか？

予約対応の時間帯が20時～5時（21時までの時短営業を選択した第三者認証店については、21時～5時）の間を含み、その他の要件も満たしていれば、支給対象となります。ただし、営業実態が無い場合には、支給対象となりません。

Q11-4：曜日ごとに営業時間が異なる飲食店ですが、協力金の支給対象になりますか？

営業時間帯に20時から5時（21時までの時短営業を選択した第三者認証店については、21時～5時）までの間が含まれていて、その他の要件も満たしていれば、支給対象となります。

Q11-5：平日は普通の飲食店で、日曜日のみライブハウスとして営業していますが、日曜日は20時以降営業しても協力金の支給対象になりますか？

日曜日も含めて、全て県の要請に応じていただき、その他の要件も満たしていれば支給対象になります。時短要請期間中に、営業時間短縮要請の時間帯を超えて営業した場合には、支給対象なりません。

Q12：運営している施設の一部が要請対象施設になっている場合、協力金の支給対象になりますか？（例：ホテルが運営しているスナック等）

時短要請の時点（令和4年2月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得した上で営業している場合、20時から翌日5時まで営業休止（酒類の提供は行わない）すれば支給対象となります。

また、21時までの時短営業を選択した第三者認証店においては、21時から翌日5時まで営業休止（酒類の提供は営業時間内とする）すれば支給対象となります。

Q12-2：ホテルの宴会場は、協力金の支給対象になりますか？

宿泊客以外も利用できる営業形態で、かつ飲食店営業許可を取得しているのであれば、時短要請の対象となり、宿泊客への飲食の提供も含め、20時まで（21時までの時短営業を選択した第三者認証店については21時まで）とする時短営業をした場合は、協力金の対象となります。

Q12-3：ホテルの宴会場を、20時までは一般客も受け入れ、20時以降は宿泊者のみに限定して営業した場合、協力金の支給対象になりますか？

いいえ。時短要請に応じたことにならないため、支給対象となりません。

宿泊客への飲食の提供も含め、20時まで（21時までの時短営業を選択した第三者認証店については21時まで）とした場合は、協力金の支給対象となります。

Q12-4：飲食店営業許可を受けて、ホテル・旅館の食堂等の共有スペースにおいて、専ら宿泊客に対して提供する食事等の飲食サービスの提供は、飲食店の時短営業等の要請の対象になりますか？また、食事の際にアルコールを提供することも自粛が必要ですか。

飲食店営業許可を受けたホテル・旅館が、食堂等で宿泊客に対してのみ食事等の飲食サービスを提供する場合は、飲食店への営業時間短縮要請の対象外です。

なお、宿泊客以外の一般のお客様も利用できる食堂等については、要請の対象になりますので、酒類の提供はできません（ただし、21時までの時短営業を選択した第三者認証店については、酒類の提供は営業時間内とします）。

Q13：居酒屋を20時で閉店して、その後テイクアウトサービスのみを続けた場合、協力金の支給対象になりますか？

時短要請の時点（令和4年2月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得した上で営業している居酒屋の店内での飲食を20時まで（21時までの時短営業を選択した第三者認証店については、21時まで）としていただければ、その後テイクアウトサービスのみを続けても、支給対象になります。

Q14：カラオケボックスは、協力金の支給対象になりますか？

時短要請の時点（令和4年2月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得した上で営業している場合、20時から翌日5時まで営業休止（酒類の提供は行わない）すれば支給対象となります。

また、21時までの時短営業を選択した第三者認証店においては、21時から翌日5時まで営業休止（酒類の提供は営業時間内とする）すれば支給対象となります。

なお、時短要請の時点（令和4年2月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得た上で営業するカラオケボックス内の飲食を20時までとし、その後カラオケサービスのみを続けた場合は、支給対象とはなりません。

Q15：フードコートがある大型スーパー店やショッピングモールは、協力金の支給対象になりますか？

時短要請の時点（令和4年2月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得した上で営業しており、20時以降（21時までの時短営業を選択した第三者認証店については、21時以降）にフードコートを完全に使用中止した場合には、支給対象となります。

Q15-2：フードコートの場合、協力金の申請者は誰になるのですか？

飲食店営業許可を得ている事業者が申請者になります。
系列店の場合には時短要請対象区域内全てで時短を実施し、その他の要件も全て満たしている必要があります。

Q16：イートインコーナーがあるコンビニエンスストアは、協力金の支給対象になりますか？

コンビニエンスストアは、支給対象になりません。

Q17：車両による移動式の飲食店を営業しているが、協力金の支給対象になりますか？

移動式車両の駐車位置付近で、時短要請の時点（令和4年2月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を取得した上で、飲食スペースを設けて営業している場合、20時から翌日5時まで営業休止（酒類の提供は行わない）すれば支給対象となります。

また、21時までの時短営業を選択した第三者認証店においては、21時から翌日5時まで営業休止（酒類の提供は営業時間内とする）すれば支給対象となります。

お客様に飲食スペースを設けていない場合は、持ち帰り（テイクアウト）専門店と同じ取り扱いとなりますので、支給対象なりません。

Q18：NPO法人、組合、個人事業主、中小企業及び大企業は、協力金の支給対象になりますか？

申請者要件等を満たした場合、支給対象になります。
(※企業規模、個人・法人の形態は問わない。)

Q19：時短要請の時点（令和4年2月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）の飲食店営業許可の有効期限が切れている場合、協力金の支給対象になりますか？

時短要請の時点（令和4年2月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた上で営業している者が対象になるため、有効な営業許可を有しない場合には、支給対象となりません。

Q20：社交飲食店ではあるが、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の飲食店営業許可はありません。食品衛生法（昭和22年法律第233号）の飲食店営業許可の代わりに社交飲食店の営業許可を提出することで、協力金の支給対象になりますか？

時短要請の時点（令和4年2月18日）で食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた上で営業している者が対象になるため、支給対象となりません。

Q20-2：令和3年12月から営業しています。食品衛生法（昭和22年法律第233号）の飲食店営業許可はありますが、新型コロナの影響で講習を未受講です。協力金の支給対象になりますか？

全ての要件を満たしていれば協力金の支給対象になります。今後、早めに受講してください。

**Q21：対象区域内に複数の店舗を有していますが、店舗の数ごとに支給されますか？
また、全ての店舗が要請に応じないと支給されませんか？**

全ての店舗が全ての要件を満たすことで対象となります。対象区域で複数店舗を運営する事業者は、対象区域内の全てについて時短することが必要です。

複数店舗のうち、1店舗でも時短しなかった店舗がある場合は、支給されません。

Q21-2：食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を取得している店舗と取得していない店舗の両方を運営している場合、要件を満たしている店舗のみ対応すれば、給付金の支給対象になりますか？

今回の要請は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を得ている店舗が対象となります。営業許可を得ていない店舗については、要請対象になりません。

したがって、要請対象の店舗が全て時短営業し、その他の要件を満たしていれば、支給対象となります。

Q22：業種別ガイドライン等を遵守している店舗とは、どのような店舗のことですか？

県の第三者認証を取得している店舗や県が発行した感染防止対策実施宣言し店頭にステッカーを掲示の上感染防止対策を実践している店舗、又は各業界団体が示した業種別ガイドラインを店舗の実情に応じて実践している店舗のことです。

後日ご案内する協力金支給手続きの際に、ガイドライン等を遵守している店舗であることを誓約する書類の提出をお願いする予定です。

ガイドライン等の詳細につきましては、内閣官房のホームページに掲載されている「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」(<https://corona.go.jp/prevention/>) などをご覧ください。

<時短要請期間について>

Q23：要請期間はいつからいつまでですか？

令和4年2月21日（月）0時から3月6日（日）の14日間です。
営業時間は5時から20時までの間、酒類の提供はできません。

ただし、21時までの時短営業を選択した第三者認証店については、酒類の提供は営業時間内とします。

Q24：令和4年2月21日（月）0時から3月6日（日）24時までの全ての期間で時短を行っていないと、協力金は支給されないのでですか？

令和4年2月21日（月）0時から3月6日（日）24時までの全ての期間において要請にご協力いただいた場合、支給対象となります。

Q25：スナックを経営しています。2月21日（月）から休業する予定ですが、2月24日（木）から2月27日（日）まで（要請期間の一部期間）一時営業しても、協力金の支給対象になりますか？

全ての期間を通じて時短要請に応じた事業者が対象になりますので、要請に応じなかった日（期間）がある場合は対象となりません。

Q26：毎週日曜日が定休日なのですが、2月21日（月）から3月6日（日）まで時短した場合、要請期間中に定休日が2日あるので、2日分の協力金が減額されますか？

いいえ。要請期間中に定休日が含まれていても、要請対象施設が全ての期間を通じて要請に応じ、その他の要件を満たしていれば、協力金が支給されます。

＜鹿児島県第三者認証取得店舗について＞

Q27：第三者認証を取得済みですが、営業時間の短縮要請に応じず通常営業を行った場合、罰則はありますか。

今回は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6 第1項に基づく要請であり、県の第三者認証取得店舗であっても、命令・罰則の対象になる場合があります。

Q28：時短要請の開始時点（令和4年2月21日0時）で、第三者認証を申請中ですが、21時まで営業することはできますか。

時短要請の開始時点（令和4年2月21日0時）で、第三者認証を申請中の店舗は、21時までの時短営業を選択することはできません。

認証取得済みの店舗のみ、選択することができます。

Q29：第三者認証を取得していますが、通常営業を行った場合、協力金の支給対象になりますか。

営業時間の短縮要請に応じていないため、協力金の支給対象外です。

Q30：21時を超えて営業している第三者認証店について、1月27日から2月20日までの要請においては、20時までの時短営業（酒類の提供を行わない）を選択していましたが、2月21日からの要請においては、21時までの時短営業（酒類の提供は営業時間内）を選択することはできますか。

第三者認証店については、1月27日から2月20日までの要請において既に選択された内容を2月21日時点で変更できます。

ただし、要請期間内（2月21日から3月6日まで）で統一してください。

Q31：第三者認証を申請中ですが、要請期間中に認定を受けた場合、認証店の要請区分へ変更できるでしょうか。

要請期間中に「鹿児島県飲食店第三者認証制度」の認証を受けた場合、認定日をもって、認証店の要請内容に切り替わり、要請内容を選択できます。

例) 2/25に認証店（中小企業）となった場合

- ・ 2/21～2/24 (4日間)
⇒認証店以外の店舗（20時までの時短（酒類提供不可））
⇒協力金額（2.5～7.5万円／日）
- ・ 2/25～3/6 (10日間)
⇒第三者認証店（20時までの時短（酒類提供不可）を選択）
※この場合、協力金額（3～10万円／日）へと変更



Q32：「対象者全員検査」とはどういうものですか。どうやつたら実施できますか。

まん延防止等重点措置期間（2月21日～3月6日）においては、会食時の人数について、同一グループの同一テーブルでの飲食は4人以下となるよう要請しているところですが、ワクチン・検査パッケージ制度等登録店においては、対象者全員検査の適用で人数制限が緩和されるものです。（同一グループの同一テーブルでの飲食が5人以上も可能）

人数制限緩和の登録が可能となるのは鹿児島県飲食店第三者認証制度実施要綱に定める認証事業者です。

詳細は県ホームページ (<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/taisyousyazeninkensa.html>) をご確認ください。

＜協力金の申請手続きについて＞

Q33：協力金の申請はいつからいつまでですか？

2月21日(月)～3月6日(日)に実施する営業時間短縮要請に係る協力金の申請期間は、令和4年3月7日（月）から5月16日（月）まで（※当日消印有効）です。

なお、簡易書留やレターパックで申請していただくこととしております。

Q34：協力金の申請書類はどこで入手できますか？

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金の申請書等の指定様式は、申請要領とあわせて、3月7日（月）13時に県ホームページ等で公開します。

【県HP掲載場所】

県トップページ>健康・福祉>医療>新型コロナウイルス感染症>事業者の皆さまへ>飲食店に対する営業時間の短縮要請協力金

また、対象区域の地域振興局・支庁・事務所、市町村役場、商工会議所・商工会のほか、かごしま産業支援センターでも申請書を受け取れます。

なお、平日の業務時間内での対応となりますので、ご注意ください。

Q34-2：今回の申請にあたって、前回までの協力金申請時に提出した申請書類を再度提出する必要があるのですか？

【3/7 追加】

今回の協力金については、新たに申請書を作成していただく必要がありますが、令和3年5月以降の時短要請に係る協力金を申請された方は、添付書類の一部を省略することができます。

詳しくは申請要領をご覧ください。

Q35：県の要請に応じて時短したことは、どのように確認するのですか？

申請時に、時短要請に応じて2月21日（月）0時から3月6日（日）24時まで時短を行ったことが分かる書類を提出していただきます。

該当する書類としては、時短の告知チラシ等を店頭に掲示している外観写真や、その告知チラシ、自社ホームページ画像の写しなどです。

複数店舗を運営している場合には、各店舗毎に資料をご準備ください。時短を行う店舗等の名称や時短の状況が分かるようにお願いします。

Q36：なぜ簡易書留やレターパックで申請する必要があるのですか？県庁の出先機関に持参してよいですか？

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申請書の持参はご遠慮ください。

万一、申請書類がこちらに届かない状況が生じた場合も、申請者において郵便物の追跡確認ができるように、簡易書留やレターパックでお願いします。

Q37：複数の対象店舗を有する場合、店舗毎に申請する必要がありますか？

事業者ごとの申請となりますので、店舗毎に申請する必要はありません。

ただし、必要書類は全ての店舗分を提出していただく必要があります。

Q38：協力金はなるべく早く申請しないと予算が無くなってしまいませんか？

早い者勝ちということはありません。申請期間内に受付したものについては、要件を満たせば、協力金の対象となります。

Q38-1：国や市町村の給付金と重複して申請できますか？

当該協力金については、要件を満たせば、他の制度と重複して申請することは可能です。

なお、新型コロナウイルス関連の支援金等については、各制度の規定において、重複に関する制限を設けている場合（国の月次支援金や鹿児島県事業継続一時支援金等）もありますので、それぞれの制度をご確認ください。

Q39：協力金は、いくら支給されますか？

協力金については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の「協力要請推進枠」を活用して、国と事前協議の上、国の制度に応じて決定しているところです。

今回の協力金は、店舗の事業規模に応じて協力金の額が決まります。

<第三者認証店以外の店舗>**【中小企業】**

売上高に応じて1店舗当たり「35万円から105万円」

※1日当たりの協力金額（2.5～7.5万円）×要請期間（14日間）

【大企業】※中小企業においても、この方式を選択可

1店舗当たり「上限280万円」

※1日当たりの協力金額① 売上高減少額／日×0.4)×要請期間(14日間)

※ただし、①の上限は「20万円／日」又は、「前年度、前々年度または前々々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方

<第三者認証店>（20時までの営業時間短縮、酒類提供不可）**【中小企業】**

売上高に応じて1店舗当たり「42万円から140万円」

※1日当たりの協力金額（3～10万円）×要請期間（14日間）

【大企業】※中小企業においても、この方式を選択可

1店舗当たり「上限280万円」

※ 1日当たりの協力金額(① 売上高減少額／日×0.4)×要請期間(14日間)

※ただし、①の上限は「20万円／日」

＜第三者認証店＞（21時までの営業時間短縮、酒類提供可）

【中小企業】

売上高に応じて1店舗当たり「35万円から105万円」

※ 1日当たりの協力金額（2.5～7.5万円）×要請期間（14日間）

【大企業】※中小企業においても、この方式を選択可

1店舗当たり「上限280万円」

※ 1日当たりの協力金額(① 売上高減少額／日×0.4)×要請期間(14日間)

※ただし、①の上限は「20万円／日」又は、「前年度、前々年度または前々々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方

Q39-2：協力金の計算方法を教えてください。【3/7 更新】

2月21日（月）～3月6日（日）の時短要請分については、次のとおりです。

協力金算定の取扱いの変更について

- ① 1日当たり売上高の算定に用いる「過去の売上高」については「前年度又は前々年度」を対象としていましたが、今回から「前年度、前々年度又は前々々年度」を対象とします。
算定に当たっては、「2021年、2020年又は2019年」のいずれかの売上高を選択してください。
- ② 新規開店特例（開店1年未満の店舗）の場合の1日当たり売上高については、「開店日から時短要請月の前月末（令和3年12月31日）まで」を算定の対象としていましたが、今回から、この算定の対象から**時短要請に応じた月を除くことができます**。

第三者認証店以外の店舗

○ 中小企業（売上高方式）

○ 大企業（売上高減少額方式）【中小企業においても選択可】
〈売上高減少額とは〉

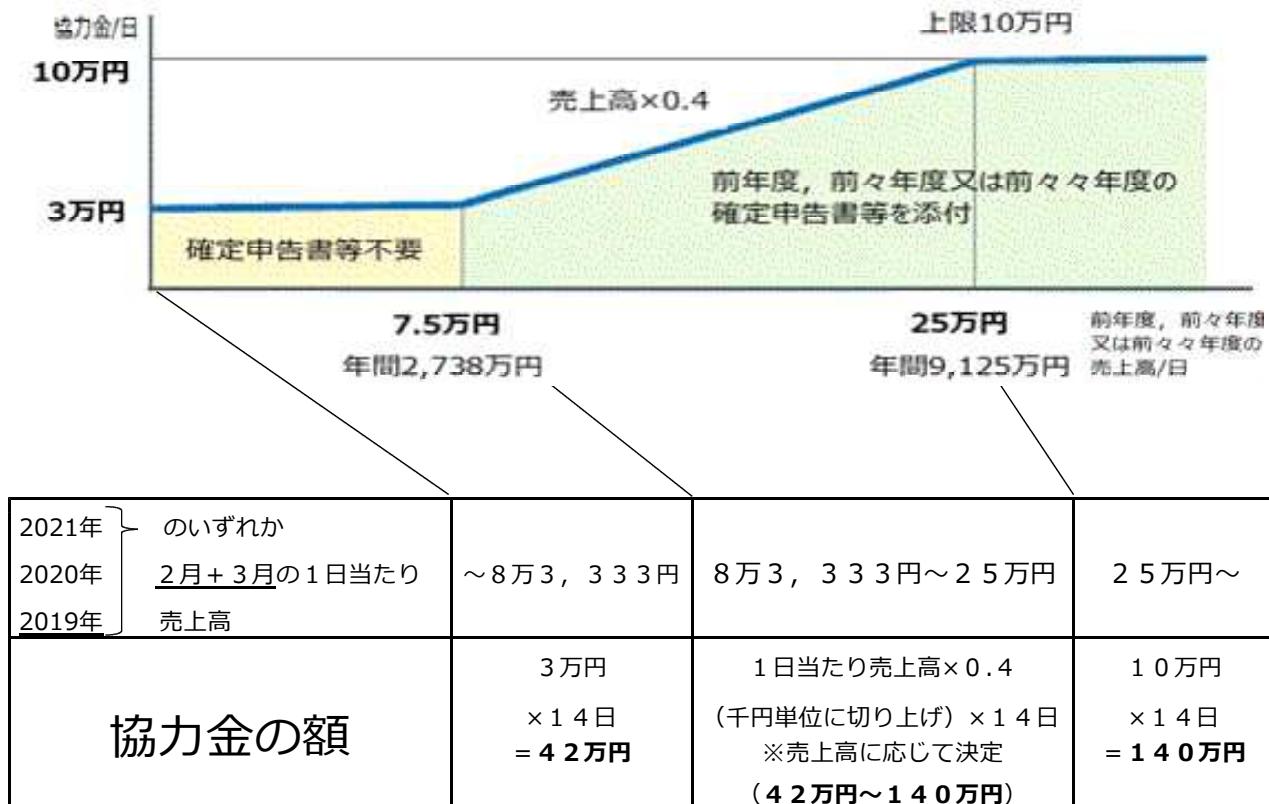
$$\frac{\begin{matrix} 2021年 \\ 2020年 \\ 2019年 \end{matrix} のいすれか 2月+3月の売上高 (合計)}{\begin{matrix} 2021年 \\ 2020年 \\ 2019年 \end{matrix} のいすれか 2月+3月の日数} = \boxed{\begin{matrix} 2021年 \\ 2020年 \\ 2019年 \end{matrix} のいすれか 2月+3月の 1日当たり売上高 [A]}$$

$$\boxed{2022年 の 2月+3月の 売上高 (合計)} \div \boxed{2022年 の 2月+3月の 日数} = \boxed{2022年 の 2月+3月の 1日当たり売上高 [B]}$$

1日当たり売上高減少額は
[A] - [B] となります。

$$\text{協力金額} = \underline{(1\text{日当たり売上高減少額} \times 0.4)} \times 14\text{日}$$

※上限は「20万円/日」又は「2021年、2020年又は2019年の1日当たりの売上高×0.3」のいすれか低い方

第三者認証店 【20時までの時短／酒類提供不可】**○ 中小企業（売上高方式）****○ 大企業（売上高減少額方式）【中小企業においても選択可】
(売上高減少額とは)**

$$\frac{\begin{matrix} 2021年 \\ 2020年 \\ 2019年 \end{matrix} のいすれか 2月+3月の売上高 (合計)}{\begin{matrix} 2021年 \\ 2020年 \\ 2019年 \end{matrix} のいすれか 2月+3月の日数} = \boxed{\begin{matrix} 2021年 \\ 2020年 \\ 2019年 \end{matrix} のいすれか 2月+3月の 1日当たり売上高 [A]}$$

1日当たり売上高減少額は
[A] - [B] となります。

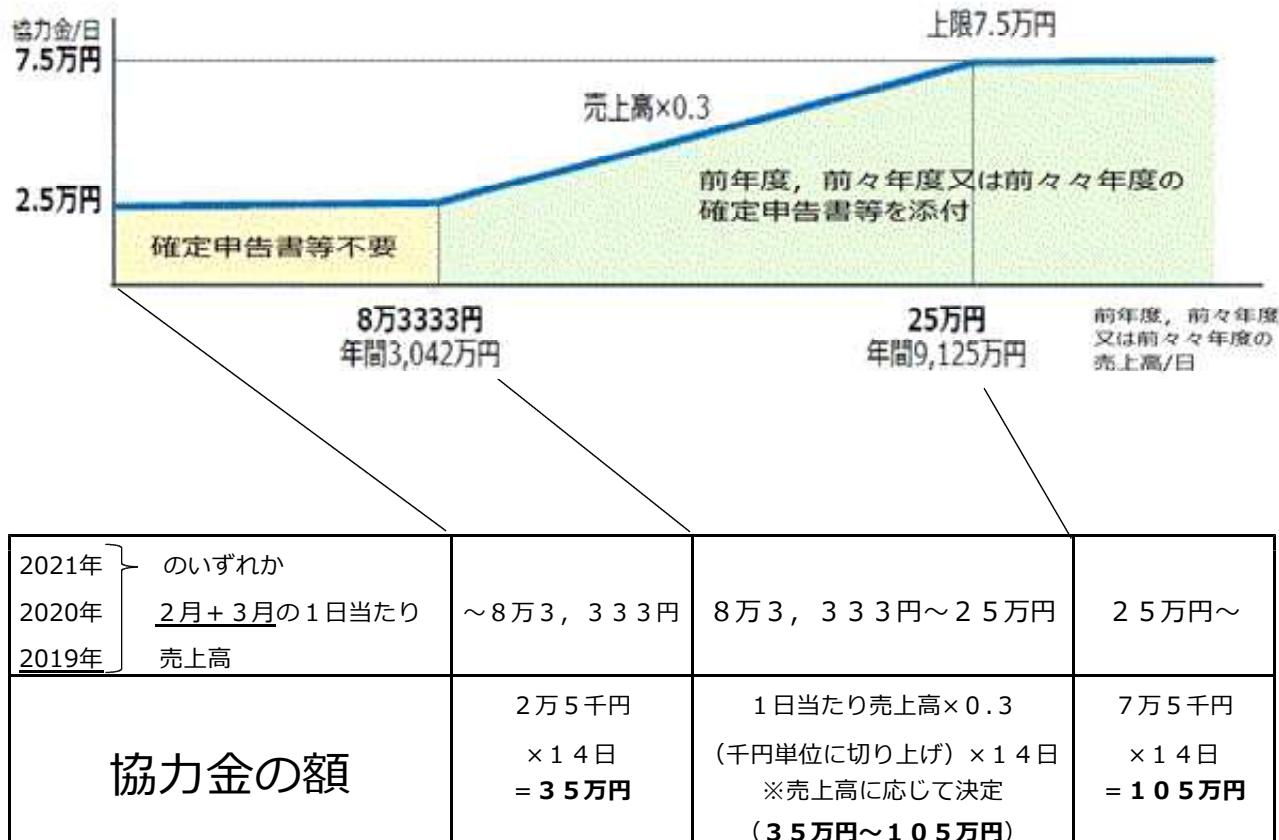
$$\frac{2022年の 2月+3月の売上高 (合計)}{2022年の 2月+3月の日数} = \boxed{2022年の 2月+3月の 1日当たり売上高 [B]}$$

$$\text{協力金額} = \frac{(1\text{日当たり売上高減少額} \times 0.4)}{\downarrow} \times 14\text{日}$$

※上限は「20万円／日」

第三者認証店 【21時までの時短／酒類提供可】

○ 中小企業（売上高方式）

○ 大企業（売上高減少額方式）【中小企業においても選択可】
〈売上高減少額とは〉

$$\frac{\begin{matrix} 2021年 \\ 2020年 \\ 2019年 \end{matrix} のいすれか 2月+3月の売上高 (合計)}{\begin{matrix} 2021年 \\ 2020年 \\ 2019年 \end{matrix} のいすれか 2月+3月の日数} = \boxed{\begin{matrix} 2021年 \\ 2020年 \\ 2019年 \end{matrix} のいすれか 2月+3月の 1日当たり売上高 [A]}$$

$$\frac{2022年の 2月+3月の売上高 (合計)}{2022年の 2月+3月の日数} = \boxed{2022年の 2月+3月の 1日当たり売上高 [B]}$$

1日当たり売上高減少額は [A] - [B] となります。

$$\text{協力金額} = \frac{(1\text{日当たり売上高減少額} \times 0.4)}{\downarrow} \times 14\text{日}$$

※上限は「20万円/日」又は「2021年、2020年又は2019年の1日当たりの売上高×0.3」のいすれか低い方

月ごとの売上高はどのように確認すればよいですか？

飲食業売上高等に基づき支給額が決定されることから、売上高の確認のため、確定申告書の控えに加え、月毎の飲食業売上高等が記載された売上帳等の帳簿の写し等を提出していただきます。

売上高の確認のために提出を求める書類としては、以下のようなものを想定しています。

- ・法人税の確定申告書別表の一の控え（法人）
- ・法人事業概況説明書（月別売上高、兼業割合）の控え等（法人）
- ・所得税の確定申告書第一表の控え（個人）
- ・青色申告決算書（月別売上高）の控え等（個人）
- ・売上帳等の帳簿の写し（法人・個人）

Q39-3：売上高には消費税を含めるのですか？

いいえ。飲食業売上高は、消費税及び地方消費税を除いた金額を計上してください。

<申請書類の内容について> 【3/7 追加】**Q40：申請様式等に押印は必要ですか？【3/7 追加】**

行政手続きにおける押印廃止に伴い、申請様式等に押印をする必要はありません。

なお、誓約書、同意書及び理由書の提出の際には、申請者の意思確認及び本人確認のため、自署による提出を求めてています。

Q41 「申請書類送付状（申請者による書類チェックシート）」を提出する必要がありますか？【3/7 追加】

「申請書類送付状（申請者による書類チェックシート）」は必ず提出してください。1日でも早く支給するために、申請要領をご覧いただき、添付漏れや誤記入等がないようにチェックシートで確認をお願いします。

Q42：申請者欄の住所は、店舗住所ですか、それとも自宅住所ですか？【3/7 追加】

個人事業者の方は、本人確認資料で確認できるお住まいの住所（自宅住所）を記入してください。（本人確認資料の表面で確認できない場合は、住所変更手続きを行った上で、裏書きの写しも添付してください。）

法人の方は、法人登記されている本店の所在地を記入してください。

Q43：電話番号欄には、申請者本人の電話番号を記入する必要がありますか？【3/7 追加】

申請書等の内容について、事務局から連絡を行う場合がありますので、日中連絡が取れる電話番号を記入してください。

Q44：法人の場合、振込先口座欄に代表取締役個人の口座を記載してもいいですか？【3/7 追加】

協力金は、時短要請に応じて営業時間短縮を行った法人に対してお支払いしますので、当該法人の口座を記載してください。

Q45：申請書の営業許可番号は、どのように記載すればいいですか？【3/7 追加】

時短要請の時点（令和4年2月18日）で取得していることがわかる、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による飲食店営業又は喫茶店営業許可証の右上部に記載された営業許可番号を記載してください。

なお、要請対象施設の店舗が複数ある場合は、各店舗毎の営業許可証に記載された営業許可番号を各店舗毎の記入欄に記載してください。

Q45-2：申請書の営業許可番号欄の（の_____）は、営業許可証のどの部分を記載すればいいですか？【3/7 追加】

営業許可番号欄の（の_____）は、鹿児島市以外の対象区域の店舗で使用する記載欄です。

- ※ 鹿児島市の店舗の営業許可番号は「指令●●●第●●●号」を記載してください。
- ※ 鹿児島市以外の店舗の営業許可番号は「指令●●●第●●●号（の●●●）」まで記載してください。

Q46：通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？【3/7 追加】

振込を希望する通帳の表紙部分と通帳を開いた1，2ページ目を見開きでコピーし、提出してください。

- ※ 通帳の表紙部分で、申請者名の漢字表記の確認、1，2ページ目で、金融機関、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人のカタカナ表記の確認を行います。

紙の通帳がない場合は、電子通帳のパソコン画面等の画像を出力したもの提出してください。

※ 電子通帳のパソコン画面等の画像とは、申請者名の漢字表記、金融機関、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人のカタカナ表記の確認ができる画像のことです。

**Q47：転居した関係で、本人確認資料の運転免許証の表面住所が、実際の住所ではありませんがどうしたらいいですか？
【3/7 追加】**

本人確認書類の運転免許証の表面で確認できない場合は、免許証の住所変更手続きを行った上で、裏書きの写しも添付してください。若しくは、直近（発行後3ヶ月以内）の住民票の写しを提出してください。

Q48：外国籍で運転免許証、マイナンバーカード等がない場合、本人確認資料は何を提出すれば良いですか？【3/7 追加】

外国籍の方で、運転免許証、マイナンバーカード（表のみ）等がない場合は、有効期限内の在留カードの写しを提出してください。

Q49：法人の本人確認資料は、なぜ登記簿謄本等ではないのですか？【3/7 追加】

今回は申請者が多数であることから、登記簿謄本を取るために法務局等に人が集まる恐れがあること等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、やむを得ず、このような取扱いとしています。

**Q50：要請対象施設の店舗の写真は何のために添付するのですか？
【3/7 追加】**

営業活動の実態や対象施設であることを確認するためです。

Q51：外観はどのように撮影したらいいですか？【3/7 追加】

店舗の建物全体と看板が入るように撮影してください。

Q52：内観はどのように撮影したらいいですか？【3/7 追加】

店内全体がわかるように撮影してください。

Q53：営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類は、どのようなものが必要ですか？【3/7 追加】

時短要請の時点（令和4年2月18日）で取得していることがわかる、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写しが必要です。

要請対象施設の店舗が複数ある場合は、各店舗毎の営業許可証の写しを提出してください。

Q54：申請者と営業許可証の名義が異なる場合はどうすれば良いですか？【3/7 追加】

名義が異なる場合は、申請者と営業許可証の名義人の連名により、理由書（様式5）を提出していただきます。

Q55：営業時間短縮期間及び短縮した営業時間が確認できる書類とはどのようなものですか？【3/7 追加】

今回の時短要請に応じて2月21日（月）0時から3月6日（日）24時まで営業時間の短縮（休業含む）を行ったことがわかる張り紙、告知チラシ、自社ホームページ画面の写しなどです。要請対象店舗が複数ある場合は、各店舗毎に書類を提出してください。店舗名や実施した期間がわかるようお願いします。

なお、確認できる書類が数種類ある場合は、審査がスムーズに進むよう、すべて提出をお願いします。

Q56：誓約書や同意書の署名はパソコンで印字したものでもいいですか？【3/7 追加】

必ず自筆で署名してください。（自署）

＜申請額の算定について＞

Q57：中小企業の場合、売上高方式と売上高減少額方式の選択ができるとのことです、店舗毎に方式を選択しても良いですか？

店舗ごとに計算方式を分けていただいても構いません。

Q58：店舗毎の1日当たり売上高は全店舗の売上高の平均から算出しても良いですか？

1日当たりの売上高とは、店舗単位の売上高です。申請いただく店舗ごとの売上高を基に、1日当たりの売上高を算出していただきます。

Q59：売上高に飲食事業以外の事業の売上も含まれています。どうすれば良いですか？

1日当たり売上高については、時短要請の対象となる飲食事業の売上高のみが対象となるため、飲食事業以外の事業の売上高が含まれている場合は、原則として時短要請の対象となる飲食事業だけの売上高を提出していただく必要があります。

<その他>

Q60：虚偽申請及び不正受給が発覚したらどうなりますか？

申請書の審査段階及び県民からの各種情報提供などにより、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、所轄警察署等へ速やかに通報するとともに、協力金を不正受給した事実が判明した場合は、支給した協力金額を返還していただくなど厳正に対処します。

(例)

- ・ 実際には20時以降もお客様を滞在させて営業を行っているにも関わらず、時短要請に応じたようにみせかけて申請している。
- ・ 以前から廃業・休業しているにも関わらず営業実態があるように見せかけて申請している。
- ・ 対象となる飲食店を運営する事業者（事業主）でないにもかかわらず、対象事業者を装って申請している。
- ・ 対象区域内に営業している店舗が複数あるにも関わらず、全店舗が時短に対応したと見せかけて申請している。

Q61：給付金は非課税ですか？

国によると課税対象とのことです。今後確定申告に含める必要がありますので、税務上の処理についてはご注意ください。